

平成29年度 生徒募集要項

福島県立いわき海星高等学校

〒970-0316

福島県いわき市小名浜下神白字館の腰 153

電話 0246-54-3001

本校生徒募集は、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づくほか、本募集要項に基づき実施する。

I 期選抜募集要項

1 募集定員

下記全日制各学科募集定員の35%程度

全 日 制	
海 洋 科	40名
食品システム科	40名
情報通信科	40名
海洋工学科	40名

2 出願資格

次の(1)から(4)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成29年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 次の「志願してほしい生徒」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者
- (4) 通学区が福島県内全地域および隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取り扱いに関する協定による地域にある者
なお、東日本大震災により区域外に避難をしている場合の出願に関しては「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」(「要綱」p.82)、また、避難解除により帰還した場合の出願に関しては「避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」(「要綱」p.84)による。

3 志願してほしい生徒

本校は、海洋・船舶・水産・通信に関する県下唯一の高等学校として、国際社会にはばたくチャレンジ精神旺盛な人材の育成を目指しており、次のような生徒を求めている。

(1) 各科共通として

- ① 水産科目に興味・関心を持って、学習活動や資格取得に意欲的に取り組む生徒。
- ② 中学校において部活動に真剣に取り組み、入学後も部活動に取り組む生徒。

(2) 各学科として

〔海洋科〕

- ① 航海士の資格を取得し、大型船舶の船長や航海士を目指している生徒。
- ② 漁業並びに海洋レジャーに関する知識・技術を身につけ、水産・海洋に係る職業に就こうとする生徒。
- ③ 潜水士や船舶の荷役設備などに関する知識・技術を習得し、港湾建設・荷役などの関連産業に就こうとする生徒。

〔食品システム科〕

- ① 食品加工や調理等の「食」について、興味・関心を持ち、積極的に学習に取り組もうとする生徒。
- ② 食品に関する知識と技術を身につけ、関係する職業に就こうとする生徒。
- ③ 食品に関わる各種資格取得に積極的に取り組もうとする生徒。

〔情報通信科〕

- ① 無線通信士の資格を取得し、海上・航空・陸上における通信士を目指している生徒。
- ② 無線技術士の資格を取得し、無線設備のメンテナンスエンジニアを目指している生徒。
- ③ 電気工事士や工事担任者（ネットワーク技術者）の資格を取得し、通信産業の技術者を目指している生徒。

〔海洋工学科〕

- ① 機関士の資格を取得し、大型船舶の機関長や機関士を目指している生徒。
- ② 陸上の機械、自動車整備などの知識・技術を習得し、また環境設備（ボイラ、冷凍、空調、電気工事等）の資格を取得し、関連する職業に就こうとする生徒。
- ③ 海洋土木、港湾建設機械の知識・技術を習得し、関連産業の技術者を目指している生徒。

4 出願手続き及び提出書類

- (1) 中学校卒業後および卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長へ次の①から⑤の書類を添えて出願する。出願は、1学科に限るものとし、併願は認めない。
 - ① 入学願書（様式統一1号の1）
 - ② 平成29年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（様式共通1号。ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。）
 - ③ 志願理由書（様式I期2号。本校ホームページに掲載のもの）
 - ④ 受験票用紙（様式統一1号の2。受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3。中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長へ次の①から⑥の書類を添えて出願する。出願は、1学科に限るものとし、併願は認めない。
 - ① 入学願書（上記（1）の①に同じ）
 - ② 志願理由書（上記（1）の③に同じ）
 - ③ 健康診断書（平成29年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「2出願資格」の（2）のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2。受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3。出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（様式共通4号）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

5 出願期間

平成29年1月19日（木）から1月24日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、志願者の住所、氏名を記入し、392円切手（簡易書留郵便）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、**平成29年1月24日（火）正午まで**に必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校若しくは保健室登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一6号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

(2) 提出期間は、平成29年1月19日(木)から1月24日(火)までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

郵送の場合には、1月24日(火)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 選抜方法・選抜資料

選抜方法は、中学校長から提出された志願理由書、調査書の審査結果及び面接と作文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格内定者を決定する。

(1) 志願理由書

本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。

(2) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化せず、優秀な活動については特記事項として考慮する。

(3) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(国語、社会、数学、理科、英語)を含む。面接については、段階評価する。

(4) 作文

作文を実施する。テーマを示し、それに関する自分の考えを600字程度にまとめる。作文については、段階評価する。

8 面接・作文の日時及び会場

(1) 日 時 平成29年2月2日(木)

(2) 会 場 本校

(3) 作 文 午前9時00分から午前9時50分まで

(4) 面 接 午前10時00分から

※平成29年2月2日(木)午前8時30分までに本校受験者控室(体育館)に集合のこと。

(5) 持参物 I期選抜受験票、筆記用具、上履き、下足袋

9 選抜結果の通知及び入学の確約

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

平成29年2月7日(火)正午以降に、選抜結果を当該中学校長にI期選抜結果の通知書(様式I期3号)により通知し、合格内定者には、I期選抜合格内定通知書(様式I期4号)を当該中学校長を通して交付する。

合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(様式I期5号)を当該中学校長を通して平成29年2月9日(木)から2月13日(月)正午までに本校校長に提出する。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(2) 上記(1)以外の者

合格内定者に対して、平成29年2月7日(火)正午以降に、I期選抜合格内定通知書(様式I期4号)を交付する。

合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(様式I期5号)を平成29年2月9日(木)から2月13日(月)正午までに本校校長に提出する。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 合格者発表

(1) 入学確約書の提出があった者については、平成29年3月14日(火)正午以降に合格者として本校で発表する。(II期選抜の合格者発表と同時に行う。)

(2) 合格者発表後に、合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)をI期選抜受験票と引き換えに交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

11 入寮希望者

いわき市外及び本校校長が認めた地域から通学する生徒は、入寮を希望することができる。なお、長期休業中、土曜日及び日曜日は、原則として閉寮とする。